

公益財団法人 日本フラッグフットボール協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本フラッグフットボール協会(以下「財団」という)の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所として週4日以上勤務を行う者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、(日当、宿泊費等含む。)手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団の評議員は全て無報酬とする。

2 財団の非常勤役員は全て無報酬とする。

3 常勤役員の報酬は毎年度税込1,000万円を上限とし、常勤理事の報酬の額は、理事会の決議により別に定める。

4 評議員、役員には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

ただし、常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じて退職慰労金を支給することができる。

(講師、執筆等の謝金)

第4条 評議員および役員が財団の主催・共催・協力・後援などで関わる講演会、セミナー、研修会、講習会等の講師を務めたとき、あるいは財団が発行する書籍等の

執筆等を行ったときは、別に定める謝金規程を準用して報酬等を支給することができる。

(謝金等の支給)

第5条 謝金は1回の実務に対して上限を30,000円とし、事務局にて金額を確定する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了又は辞任、死亡により退任した者に支給することができる。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤理事に対する退職慰労金は、代表理事が理事会の決議を得て支払う。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって必要とした費用について支払うことができる。費用は遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行なう。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益手段法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

[改正]

平成30年6月28日